

IV—③ 実習・演習担当教員の員数

- 実習・演習担当教員の員数については、現行、養成施設における演習科目のみ、20:1以上で配置しなければならないこととされているが、学生1人1人に対し、よりきめ細かい教育を行うことを通じて、より実践力の高い社会福祉士を養成する観点から、大学も含め、演習と実習指導について、現行制度と同様、20:1以上の教員を配置しなければならないこととする。

見直し案	現行
<p>① <u>相談援助演習及び相談援助実習指導の授業を行うに当たっては、少なくとも学生20人につき1人以上の教員を有すること。</u></p> <p>② <u>大学等にあつては、①の教員のうち、少なくとも1人以上は専任の教員を配置すること。</u></p>	<p><u>社会福祉援助技術演習が学生20人以下で実施が可能となる数の教員を有すること。</u></p>

IV—④ 実習指導者に係る基準の見直し

1 受入学生数

- 1実習施設等において、より多くの学生を受け入れることができるよう、実習施設等が同時に受け入れることができる学生数について、実習施設等当たりの基準から実習指導者当たりの基準に変更する。

見直し案	現行
<p><u>1の実習を行う施設又は事業に係る事業所において、同時に受け入れることができる学生数は、当該実習を行う施設又は事業に係る事業所に従事する実習指導者の員数に5を乗じて得た数を上限とすること。</u></p>	<p>社会福祉援助技術現場実習を行う施設又は事業に係る事業所の数(市町村において社会福祉援助技術現場実習を行う場合にあつては、当該市町村の数を含む。)は、社会福祉援助技術現場実習の必要な学生数の五分の一以上であること。</p>

(ex.)実習の必要な学生が20人の場合

〈現行〉 A施設 5人	→	〈見直し後〉 A施設 (実習指導者a) 5人
B施設 5人		(実習指導者b) 5人
C施設 5人		(実習指導者c) 5人
D施設 5人		小計15人
		B施設 (実習指導者d) 5人
合計 20人		合計20人

2 実習指導者の資格要件

- 実習指導者については、3年以上の実務経験を有する社会福祉士であることに加え、**実習指導者研修課程を修了することを求める**こととし、その資格要件を強化する。

見直し案	現行
<p>① 実習指導者は、社会福祉士の資格取得後、3年以上相談援助業務に従事した経験のある者<u>であって、厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会の課程を修了したものであること。</u></p>	<p>実習指導者は、次のいずれかの要件に該当する者であること。</p> <p>① 社会福祉士の資格取得後、3年以上相談援助業務に従事した経験のある者</p> <p>② <u>児童福祉司、身体障害者福祉司、社会福祉法第14条第1項第一号の所員、知的障害者福祉司又は老人福祉法第6条に規定する社会福祉主事として、8年以上相談援助業務に従事した経験のある者</u></p> <p>③ <u>社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う社会福祉士養成施設実習指導者特別研修課程を修了し、かつ、社会福祉士の資格を有する者</u></p>

見直し案	現行
<p>【経過措置】</p> <p>② <u>①の規定にかかわらず、社会福祉士の資格取得後、3年以上相談援助業務に従事した経験のある者については、平成24年3月31日までの間に、厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会の課程を修了すれば足りることとする。</u></p> <p>③ <u>①の規定にかかわらず、当分の間、次のいずれかの要件に該当する者であっても差し支えないものとする。</u></p> <p><u>ア 児童福祉司、身体障害者福祉司、社会福祉法第14条第1項第一号の所員、知的障害者福祉司又は老人福祉法第6条に規定する社会福祉主事として、8年以上相談援助業務に従事した経験のある者</u></p> <p><u>イ 平成21年3月31日までの間に、社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う社会福祉士養成施設実習指導者特別研修課程を修了し、かつ、社会福祉士の資格を有する者</u></p>	

IV—⑤ その他の基準の見直し

- 効果的な実習教育を確保する観点から、実習は1の実習施設において120時間以上行うことを基本とする。
- 実習担当教員が週1回以上の定期的巡回指導を行わなければならない要件を緩和する。

見直し案	現行
<p>① 各実習施設における実習計画が、当該実習施設との連携の下に定められていること。</p> <p>② <u>実習は、相談援助の一連の過程を網羅的かつ集中的に学習できるよう、1の実習施設において120時間以上行うことを基本とすること。</u></p> <p>③ <u>実習担当教員は、少なくとも週1回以上の定期的巡回指導を行うこと。</u> <u>ただし、これにより難しい場合については、実習期間中に、少なくとも1回以上の巡回指導を行うことを前提に、実習施設との十分な連携の下、実習期間中に学生が養成施設等において学習する日を設け、指導を行うことも差し支えないこととする。</u></p> <p>④ 実習において知り得た個人の秘密の保持について、実習生が十分配慮するよう指導すること。</p>	<p>① 各実習施設における実習計画が、当該実習施設との連携の下に定められていること</p> <p>② 実習施設は、実習担当教員による週1回以上の定期的巡回指導が可能な地域に存すること。</p> <p>③ 実習において知り得た個人の秘密の保持について、実習生が十分配慮するよう指導すること。</p>

IV—⑥ 実務経験に対する実習免除の取扱い

- 現に福祉サービスに従事してる者について、その負担を軽減し、社会福祉士国家資格の取得を促す観点から、現行の1年以上の実務経験を経た者については、**実習及び実習指導が免除される取扱いを維持する。**

見直し案	現行
指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、入学し、又は入所する者については、 相談援助実習 及び 相談援助実習指導 の履修を免除することができる。	指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、入学し、又は入所する者については、 社会福祉援助技術現場実習 及び 社会福祉援助技術現場実習指導 の履修を免除することができる。

V 通信課程